

和歌山県立

もん じょ かん

文書館だまのり

第46号 平成28年7月



④圧力をかけて^{ろう}蠟を絞り出す



①収穫後一年間寝かせた^{ぶどうはぜ}葡萄櫨



⑤型に入れ、冷やし固める



②枝を取り除き、^{はぜ}櫨の実をすりつぶす



⑥できあがった^{はぜろう}櫨蠟



③すりつぶした^{はぜ}櫨の実を蒸す

はぜろう
櫨蠟の製造工程
あつそ
(海南市且来吉田製蠟所)

そのふしあわあま のこと
其不仕合余り之事に

いとおかしく

—岩崎平四郎の燻商売—

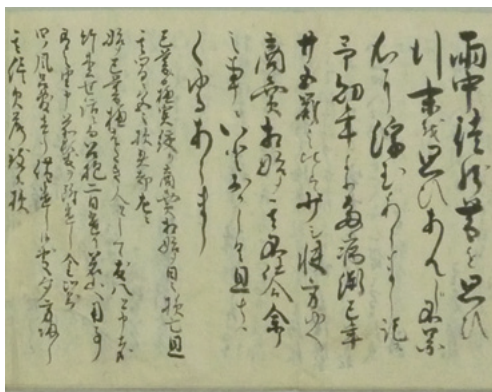


写真1 岩崎家文書 (II-902)

●心の中心も雨模様？

(写真1翻刻)

雨中徒然暮を思ひ
行末を思ひあんじ不図
心に浮むあらし記ス
予幼年より多病漸巳年
廿五歳之比は少シ快方ゆへ
商売相始メ其不仕合余り
之事二とおかしく且は
くゆるあらし

雨の中徒然に暮らしを思い行く末を思
い案じて、ふと心に浮かんだあらしを
記す。言わずと知れた名作「徒然草」に
よく似たこの古文書が書かれたのは、嘉

永四年(一八五二) 弥生二十六日のこ
と、現在の暦になおすと四月二十七日に
あたりです。続いて、自分は幼いころか
ら病気がちだったけれども、二五歳頃
は少しよくなってきたので商売を始めた
が、「其不仕合余り之事二とおかしく」、
つまり、その不運が余りのことで滑稽で
あったことから、これまでのあらしを
記す、というのです。

●平四郎はおぼっちゃん

古文書の筆者で紀三井寺村在住の岩崎
平四郎宗明は、この時三一歳。天保八年
(一八三七)、一七歳の時に本家から分か
れて、地士となりました。

地士というのは、紀州藩における在地
の浪人をいい、村役を多年に渡って勤続
した功績などによって、家業を継続した
まま士分の格式で待遇されることをい
います。ところが、のちには藩へ献金すれ
ば実績に関係なく地士になることができ
ました。

岩崎家の記録によると、「親同様に勸
農に貢献した」という名目で、平四郎は
地士に取り立てられています(資料番号
II-181)。困窮する農民への「御救」
として銀を支払った記録が残っているの
ですが、二五歳まで病弱だった平四郎が
みずからの意思で救済事業に関わったと
は考えにくく、平四郎の父で既に地士と
して活動していた岩崎弥一郎か、もしく
は藩からの働き掛けによるものでしょう。
つまり、平四郎は献金して地士になる
ことができた、裕福な家の「おぼっちゃ
ん」だったので。

●日々損亡かつ必々損

平四郎は弘化二年(一八四五)、油屋
市兵衛という人から燻絞りの道具がある
から買わないか、という誘いを受けて道
具を購入。さっそく商売を始めたところ、
「不仕合」がおこりました。

・ 燻の穴と購入し絞らせたが、予定よ
り少ない量しか蠟がとれず、損した。
・ 藤白で買った穴と絞ったところ、ま
た予定量より少なく、損をしたので、
残っていた藤白産の燻穴に別の産地
の穴を混ぜ、和歌山で売ることにし
た。一匁八分で買ってくれりという
ことであつたが、一匁二分に値切ら
れて損をした。

燻(馬白)ともは、ウルシ科の植物で、
紀州藩では元文元年(一七三六)に有田
郡箕島村(現有田市箕島)の田中善吉が、
藩の命で薩摩から甘蔗(サトウキビ)苗
と共に持ち帰ったことが始まりとされて
います。明和五年(一七六八)には、海
士・名草・那賀の三郡にも栽培がひろま
り、燻の実と実からとれる蠟が盛んにつ
くられるようになりました。

写真2が、現在県下で栽培されている
紀州発祥の「葡萄燻」です。ほかの品種
に比べ収量や色・品質に優れているとい
われています(葡萄燻は慶応元年以降に
広まったので、平四郎の時代にはまだあ
りません)。

燻の実は、重さを単位として売買され
ており、販売時は写真2のように枝がつ
いたままでした。つまり、蠟がとれる実
の部分以外も含まれていることから、同
じ一貫(三・七五kg)でも、なるべく実



写真2 葡萄燻



写真3 燻芯
(松井本和燻燭工房)

の多いものを選び、さらに良質の実かど
うかを見極める必要がありました。
どうやら平四郎は、修行や見習いをし
ないまま商売を始めたらしく、材料を吟
味する力をはじめ、売買の値段(相場)
や契約の交渉など、商売に必要な知識や
技術、経験が未熟であつたことから、日々
損失が出たようです。

●平四郎、思ひ附く

・ 弘化四年(一八四七)、燻燭商売を
「思ひ附」き、道具を買調え、職人
を雇った。しかし、売れ行きが悪く、
大坂川上へも積み送り、出荷するた
めの箱代など雑費が掛つた。その後、
燻燭の製造をやめたので、燻芯と売
却すると買値より大下落して、また
損をした。

燻から絞った蠟(表紙写真)は、その
ままでも売買されましたが、燻燭など
加工して販売されることもありまし
た。
燻燭の燻芯は、洋燻燭では糸が用いら
れますが、和燻燭では竹か木の棒にま
す和紙、つぎに皮を取り除いた藁草を巻き
付けて作られます(写真3)。加工品で
ある燻芯も商品として扱われていたの
で、不要となった分を売却しましたが、大
下落してここでも損をしています。

・嘉永元年(一八四八)、今度は蠟燭と「思ひ附」も、本家の門で五六の日掛けて曝した蠟が元六百九十匁のところ、三百二十匁で売り払い、また損をした。曝し場と本家の畑まで広げる積りで樹木の伐採と地平しをし、小屋と建てるための材木を買調えたものの、そのままやめたので、諸雑費が夥しかった。

蠟燭というものは、水を張った盆に、溶かした蠟燭を少量入れ、天日に曝して漂白することです。曝した蠟は、日本髪を結うための鬢付け油などに用いられます。商売で一番費用がかかるのが、初期投資です。「思ひ附」で次々と新しい商売に手を付ける平四郎でしたが、ことごとく失敗しています。せっかくな身に付けた文学の素養も、商売には何の役にも立ちませんでした。

●和歌川に沈む

・櫛の実と和歌山で売るために、依に詰めて舟で運ばせていたところ、和歌川で舟が沈み、荷を引き上げるための舟と人足賃などの費用として十五匁余り失却した。汐がついたので実の値段は下落、五百匁の損ことなつた。
 ・本家から借りていた四十匁と帳箱の上に「鳥渡」置いておいたところ、紛失した。
 失却とは、ものをなくしたり、忘れてたりすることをいいます。舟が沈んだのはまさしく「不仕合」、不運としか言いようがありませんが、そのためにかかった

費用と損益は想定外だったのでしよう。ですが、こうした事故はいつ起こってもおかしくありません。平四郎の考えや詰めの甘さ、あるいは「鳥渡」した油断や隙を「不仕合」の一つに数えています。

●病気で解雇

・櫛を絞る職人が病気を隠して仕事を続け、日々の蠟水揚高は、大損であった。職人を解雇したが、諸方に対して貸し損をした。

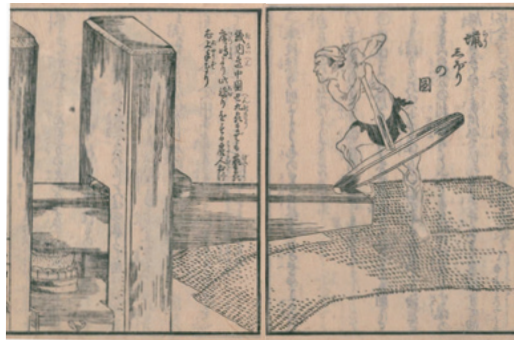


写真4 大蔵永常『農家益』(国立国会図書館デジタルコレクションより)

江戸時代の櫛の実絞りは、写真4にあるように、人力に頼っていたため、病氣や怪我があつた場合、作業が十分におこなえません。しかし、職人は失業を恐れてか、病気を隠して仕事を続けたために、生産量が少なく大損した、と云っています。
 平四郎はすっかり職人を信頼して仕事を任せていましたが、それが裏目に出ってしまったようです。

●神頼み

・二〜三ヶ月で道具が壊れてしまい、その都度材料費・人件費の失却が大きき、余りの事なので、三島村の神主に頼んで祈禱してもらった。酒宴体のことをしたので、又々失却したが、以後半年ほどは故障しなかった。しかし、やはり二ヶ月に一度は点検が必要で、修理の材料を買調えたが、不要であった。道具の仕替えの大損と失却は余りの事ゆえ省略。

櫛の実を絞るために、写真4のような道具を使っていました。左側にたてられた二本の木を「立木」または「鳥井」といい、その間に白を置き、白の上から「棹」あるいは「貫」と呼ばれる木材を渡して「矢」といわれる楔を打ち込むと、木の重量と圧力によって蠟が絞り出される仕組みです。木材は、樗や檜などの堅い木が使われていたので、そうそう壊れることはなかったはずなのですが。
 平四郎は、故障の原因を究明せず、ただ「不仕合」と考えたので、解決策として、神頼みするばかりありませんでした。

●不仕合持續

・嘉永二年(一八四九)十二月、米の売買で損を出す。米より櫛実と「思ひ附」も、雑穀も買い置きして相場の様子とかがあったが、安値の時に売払って損をし、高値の時には手許に買い置きの無かった。この間に病氣もした。五年以前に譲り受けた金銀は残らず損出し、少々借財等もできてしまった。

平四郎は櫛蠟の生産や加工だけでなく、穀物の売買にも手を出していました。相場は作物の豊凶をはじめ、季節や事件・災害によって日々変動します。昨年と同じだろうと判断した平四郎は、値段の安い時に売払って損をこうむり、ついには借財までできてしまったのです。

●士族の商法

幕末の紀三井寺村で地主の子として、高い教養を身に付けて育つた岩崎平四郎の商売における「其不仕合余り之事二とおかし」な数々の失敗談をみてきました。平四郎は、商買がうまくいかないのは、「不仕合」つまり不運であつて、経営者たる自身の才覚が原因ではない、と考えていたようです。

明治の時代になって、奉公先を失った旧武士たちが、生活のためになれない事業や商売を起して失敗したことを「士族(武士)の商法」といいますが、平四郎が手掛けてきた商売は、まさしく「士族の商法」の先駆けといえるでしょう。

とはいえ、古文書の最後で平四郎は「大望はせずは無事を樂しみ安樂に一生を送る事のためたさを樂しみとするように」と締めくくっています。これまでの損亡や失却は高い勉強代となりました。

櫛を中心とした岩崎家の商いについて、九月七日までケース展示、十一月三十日までパネル展示をおこなっています。あわせてご覧ください。(砂川佳子)

参考文献

堀内信『南紀徳川史』第十二冊
 笠原正夫『紀州藩の政治と社会』

村の公務と私用

— 明治初期の戸長の姿 —

園部家文書のなかから

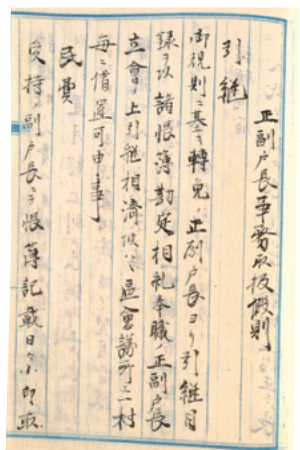
明治から大正にかけて海草郡有功村長、同郡会議員、和歌山県会議員等を歴任した園部雄次郎（一八六六—一九四〇）という人物がいます。当館寄託資料である「園部家文書」は、その彼を輩出した園部家（現・和歌山市園部、紀ノ川の右岸・市域の北端に位置する有功地区）に伝来した資料群です。内容的には園部家の私文書というよりも、名草郡園部村時代の地方文書がその中心をなしています。

本文書の整理はまだまだ道半ばですが、本日より四二号に続き本号でも、整理過程で見つかった興味深い史料をいくつか紹介してみようと思います。

正副戸長事務取扱規則

【写真1】に掲げた「正副戸長事務取扱規則」（写し）はそのうちのひとつです。本史料には作成主体と年紀を欠いていますが、まずはこれらの基本情報から押さえておきましょう。

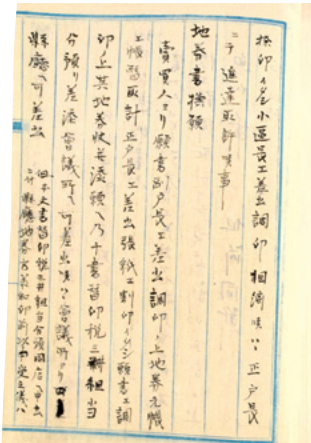
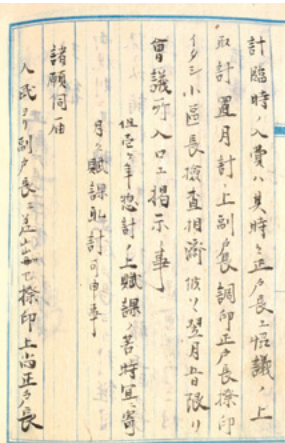
本史料は「明治九年二月 願断 雜記」と題する簿冊に収められています。これは、明治九年（一八七六）中に太政官や和歌山県、第一大区第五小区（当時園部村など三〇ヶ村を管轄していた行政単位、紀州藩時代の山口組に相当）から出された布告・布達の類いとともに、主に園部村や同村民が作成した願書・届書・伺書・請書等、各種文書の原本および写しが編



綴されたものです。

こうした簿冊の性格や本史料で使われている文言等を踏まえると、「正副戸長事務取扱規則」は明治九年当時、町村行政の責任者という立場にあった戸長と副戸長の事務取り扱いに関し和歌山県が定めた規則であることがわかります。

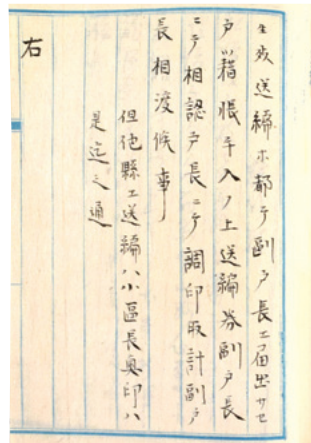
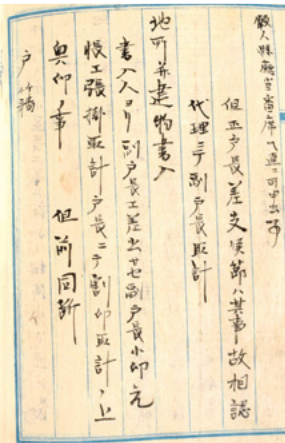
和歌山県では、明治六年（一八七三）暮れに神山郡廉が権令として赴任して以降（のち県令へ）、正副戸長の身分・職掌上の内実が本格的に整えられていきます。その典型が明治七年（一八七四）に出された「正副戸長仮職制章程」で、正副戸長は五箇条の誓文の趣旨に基づき文明開化を推進することに始まり、戸籍の調査、教育の普及、衛生の施設、租税等の徴収、町村会の管理、徴兵人員の把握、勸業の奨励等、全二八項目にものぼる職務にあたらねばならないと謳われています。



す。

本史料「正副戸長事務取扱規則」も明らかに、こうした流れを受けて達せられたものといえます。具体的には、①町村文書の引継・管理方、②村民費の支出取納方、③村民から提出される願書等各種文書の進達方、④土地の売買譲渡に伴う地券書換の取り扱い方、⑤土地や建物を抵当指定のうえ金銭借用する際の対応方、⑥生没や結婚・養子縁組等にかかわる戸籍事務の執行方、の六項目に関し、副戸長（町村）―戸長（町村）―小区長（小区）―県庁との職掌関係をより分明にすることが目指されています。

一八七〇年代に出された和歌山県の布達については、すでに和歌山県史の編纂事業を通じて収集され、現在まとまった形で確認することができます。



『和歌山県史』近現代史料八、このほか国立公文書館所蔵「和歌山県史料」。これらの史料を通覧する限り、正副戸長の職掌は明治七年に出された一連の県布達によって確立したように見えます。

しかし本史料からは、明治九年になっても依然として補訂を加えねばならない状態だったことがうかがえます。そもそも本史料のタイトルに「仮則」と銘打たれていることからして、正副戸長の職掌をめぐる制度的不安定な状況が続いていたと考えるべきでしょう。

園部家文書には日の目を見ていない和歌山県の布達が相当数あり、本史料のごときは九牛の一毛にすぎません。しかし県布達の追加的な収集・調査は、この時期の和歌山県行政に関する理解を深めるために必要な基礎作業となるはずで

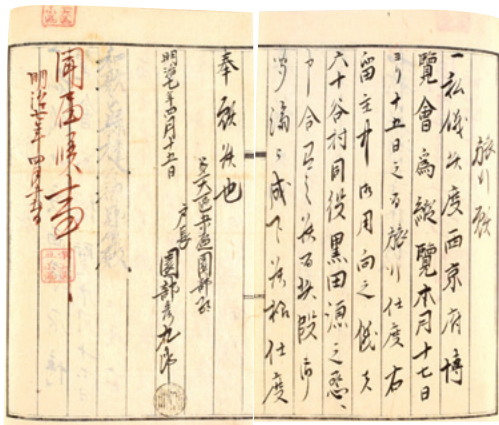
【写真1】

京都を遊覧する戸長

さて、正副戸長の身分や職掌をめぐり制度的な整備が進められていた最中の明治七年(一八七四)、園部村戸長の園部彦九郎(雄次郎の園部家とは別家)が四月十五日付で「旅行願」を提出しています。【写真2】はその原本で、ある分厚い簿冊に綴られたものです。

彦九郎はこの願書で、「西京府博覧会」の「縦覧」を目的に四月十七日から一五日間「旅行」したい、と申し出ました(史料の主たる墨筆部分)。和歌山・「西京府」(京都)間の移動に通常要する日数を考慮しても、一五日間というのはかなりゆつたりとした旅程と思われませんが、彦九郎の願いは同日付で無事「聞き届け」られました(史料後段の朱筆部分)。

彦九郎の願書を処理したのは朱印(割印)のある第一大区第五小区です。この史料をよく見ると、彦九郎作成段階で記されていた「和歌山県権令神山郡廉殿」という宛所が付箋の貼付により抹消され



【写真2】

ているのがわかります。小区限りでの決裁で支障なしと判断されたのでしよう。

彦九郎の好奇心をかきたてた「西京府博覧会」とは、明治四年(一八七二)から京都で開催されていた博覧会、いわゆる京都博覧会を指します。当初は西本願寺等、明治六年(一八七三)からは大宮御所・仙洞御所でおこなわれ、以降常設の博覧会場をいくつか移転させながら昭和三年(一九二八)までは毎年開催、内外国人の観光客もたくさん訪れた、日本有数の地方博覧会です。【写真3】は明治五年に開かれた京都博覧会の古写真『The Far East, July 16th, 1872』【写真4】は明治十年(一八七七)に開催された「京都博覧会之図」乃村工藝社所蔵。

京都博覧会のような事例は稀ですが、地方博覧会は一八七〇年代、文明開化の象徴とされ、あるいは府県の勸業政策の一環として全国的に盛況を博していました。和歌山でも明治五年(一八七二)と七年に催されています。また園部家文書の別の簿冊のなかから、京都博覧会の開催を案内する和歌山県布達も発見されました。つまり、和歌山県としても京都博覧会の一見を推奨していたわけです。

したがって、彦九郎が京都博覧会を見物したいと思いついたのは、個人的な関心だけからではなく、地域のリーダーたるべき戸長の職掌やその自覚とも関係していたかもしれません。とすれば、人によつては私用と公務の区別をあいまいにしかねないような類いの「旅行」ということになりませんが、彦九郎は私用扱いにしています。

「旅行願」によれば、彦九郎は「留守中御用向」について、隣村の六十谷村で「同役」(戸長)をつとめる黒田源之丞とわざわざ「申し合わせ」をおこなっています。

もし公務出張であれば、戸長の留守中は副戸長が代行することになっていたのですが、戸長の私用による留守、いわゆる休暇における事務執行のありかたについては明確な取り決めがまだなく、個別の調整に委ねられていたと考えられます。私用の旅行であるからこそ、彦九郎はその願書に「留守中御用向」の対応方について支障のない旨をきちんと記さねばならなかったのです。

この史料からは、公務の合間を縫って一息入れようとする戸長のプライベートの一端が目には浮かびます。波のようにと

めどなく押し寄せてくる膨大な行政事務をこなさなくてはならなかった戸長の日常は繁忙極まりない——このような戸長に対する一般的なイメージは偏ったものであることがわかるでしょう。

彦九郎の京都遊覧については、上京ルート、移動手段、博覧会以外に立ち寄った名所旧跡等、興味は尽きませんが、詳細は不明です。それにしても、つい先頃世間を騒がせた某知事を挙げるまでもなく、公私の混淆問題はなかなか絶えることがなさそうです。厳格に公私を峻別する姿勢で公務に携わっていた彦九郎のようなケースは、明治の新政を地域社会で体現することが厳しく戸長に求められていたこの時代だからこそ可能だった、とは考えたくないものです。

(平良 聡弘)



【写真3】



【写真4】

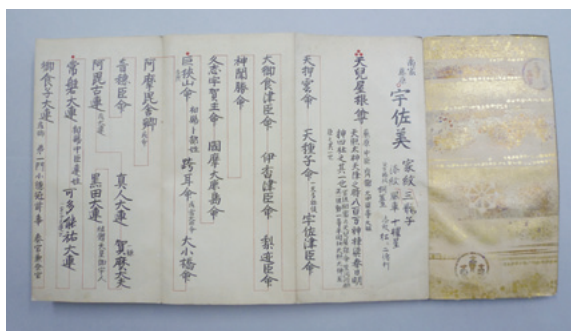
平成二十七年新収古文書の紹介

平成二十七年に当館が寄贈・寄託・購入によって新収した古文書の概要を紹介いたします。これらについては、これから番号付け、目録作り、複製物作成など、皆様に利用いただくための整理を進めていきます。なお、整理中の文書は、出納に時間がかかったり、御利用にならない場合があります。御利用にあたっては、事前に当館に御連絡ください。

宇佐美系譜

江戸時代の紀州藩軍学者宇佐美家の系図二冊が売られているのを、かつて当館に勤めていた方が発見して購入し、御寄贈くださいました。

字の書き癖や記載内容などから、既に当館に寄託されている『軍学者宇佐



宇佐美系譜のうち、宇佐美定祐（大関左助）作成と思われるもの

美定祐文書』と同じ家で作成されたもので、元は一緒にあったものと思われる。

今日の研究では、宇佐美家は、戦国大名越後上杉家の軍師など先祖の由緒をねつ造して仕官した家として広く知られています。系図二冊のうち一冊は、『軍学者宇佐美定祐文書』の偽文書と同様、宇佐美定祐（大関左助）が作成したものであると考えられます。

ロバート・テキスト関係資料

昭和二十二年（一九四七）から翌年にかけて連合国軍和歌山軍政部教育部長を務めたロバート・B・テキストをはじめとする軍政部と、軍政部顧問谷口美智雄（和歌山師範学校・のち和歌山大学教授）や中沢哲夫教育課長（のち副知事）ら県教育担当部局との英文書簡（タイプ打ち）三四点（うち三点には日本語訳添付）及び一九八五年前後に中沢や関係者が出版を企てた「戦後和歌山の教育」なる本の序文をテキストが寄稿した際の関係資料約一五点です。（ただし、現時点では「戦後和歌山の教育」が実際に出版されたかどうか、確認できていません。）谷口家に遺されていたものを御寄贈いただきました。

テキストは本県における新制中学及び高校の設置を主導した重要人物であり、当該期の政策決定に至るプロセスを明らかにする重要な新出資料です。

中松家文書

旧紀州藩田辺領（「付家老」安藤家）家臣であった中松家に伝わっていた文書約一五点が当館に寄託されました。

「先祖書」によると、同家は、中松圓左衛門の息子圓兵衛が経済官僚として頭角を現し、文化十年（一八一三）に分家独立が認められたのを初代とします。

三代目源吾は軍人として活躍し、文久三年（一八六三）に大和国で起きた「天誅組の変」の際には、警備のため秋津川村（現田辺市秋津川）に派遣されました。

この時書かれた日記「秋津川村天誅組詰中日記」は、緊迫する前線の様子や、本藩領や新宮領も含む他の詰場や村々、田辺の役所などとの連絡・応援の有りが分かる大変貴重な記録で、『田辺市史第八巻』に翻刻されています。

園部家文書（和歌山市園部）

平成七年以来、数度にわたって寄託を受けている園部家文書の追加寄託です。

今回寄託分には、有功村長、海草郡会議員、県会議員等を務めた園部雄次郎宛の書簡や賞状類のほか、明治期に園部村最大の地主であった同家の小作関係帳面など家経営に関するものがあります。

小阪区文書（那智勝浦町小阪）

那智勝浦町小阪は、江戸時代紀州藩新宮領（明知）色川組に属し、明治二十二年（一八八九）まで小坂村といいました。それ以後、色川村の大字小阪となり、昭和三十年からは那智勝浦町の大字となりました。

ました。

小阪区文書は、明治八・九年に作られた木箱二箱に収納されている約四三〇点の文書で、延宝六年（一六七八）から明治期にかけての検地帳や名寄帳、貢租取立人別帳など、ほぼ全てが旧小坂村内の貢租・土地関係の帳面です。多くは江戸時代後期から明治初年の時期のもので、木箱が作成された時期に小坂村の土地権利関係の「永久保存」文書の整理が行われて収納されたものに、その後作成された同種の文書が追加されたものと思われる。

これまでは地元の南泉寺に保管されていましたが、ひとまず文書館に寄託され、マイクロフィルム撮影・複製物作成を終わりました。近い将来同町に文書館又は資料館が設置された後に、同町が受け入れる予定です。

父川家文書（橋本市東家）

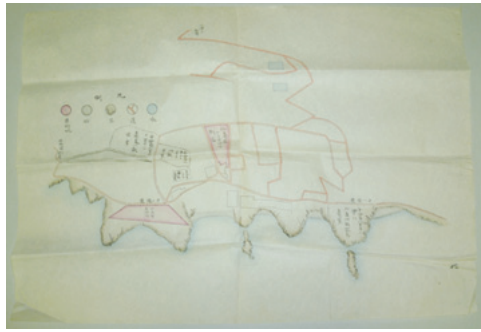
平成二十四・二十五年度に続く父川家文書の追加寄贈約一五点です。

今回寄贈分は、みな絵画の下絵らしきものですが、江戸時代に橋本町役人を務めた西塙氏や土屋氏、伊都郡名古曾村（現同市高野口町名古曾）在住の地士牲川右源次の名が記載されており、これら近隣の有力者間で絵画をめぐる繋がりがあったことが分かります。

また、これまでの分析により、同家文書の一部は、那賀郡岩出口前所及び伊都郡茶口前の徴税業務を請け負った西塙氏（上記）が職務上作成した文書であることが分かっています。

帯庄酒造・森田家文書(かつらぎ町ノ町)

江戸時代中期創業で平成まで続き、明治の中頃には県下最大の醸造量を誇った帯庄酒造場(銘柄は「鶴の瀧」「酔人日(スイトピー)」など)に残されていた一、〇〇〇点余の文書が寄託されました。ほとんどが明治後期から昭和後期までの酒・味噌など醸造業に関する経営帳簿類ですが、経営者森田家による同業以外の経営や公職に関する文書を一部含みます。有名な明治・大正期の経営者森田庄兵衛が行った新和歌浦(現和歌山市)開発に関するものは四〇点ほどあります。



帯庄酒造・森田家文書のうち、新和歌浦開発に関する絵図

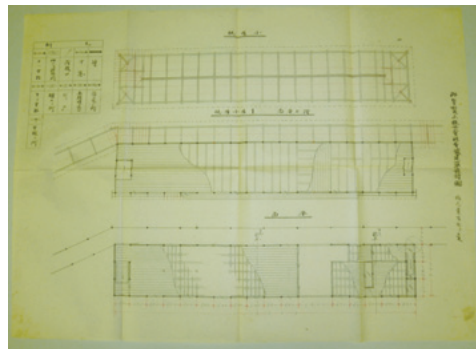
那賀銀行・那賀製糸工場設計図(紀の川市名手市場)

現紀の川市名手市場にかつて存在した株式会社那賀銀行本店及び那賀製糸株式会社工場の手書きの建築設計図です。古書店から購入しました。

那賀銀行は、明治二十九年(一八九六)から大正十三年(一九二四)まで存在

しました。(同年、上記の森田庄兵衛らによって設立された株式会社伊都銀行と合併して伊那合同銀行になります。)図面は一五枚あり、「工事執行規定」一通があります。同規定から、明治四十五年頃の作成であることが分かります。

那賀製糸工場は、大正六年に開業しています。図面は一八枚あります。



那賀製糸株式会社本館・乾燥場・繰糸工場建築図

平野氏三船明神御宮遷私記(紀の川市桃山町元)

江戸時代まで高野山領であった那賀郡安楽川庄一四カ村(現紀の川市内)の産土神三船明神社の下司役を中世以来務めていた平野家の当主団の進が、寛政五年(二七九三)二月八日の「庄会合」以降、

多くのトラブルに対処しながら同社の修復、遷宮や能興行などでの務めを終える文化三年(一八〇六)四月二日までの詳細な記録です。横半帳が四冊ありますが、本来もう一冊あったはずで、同二年閏八月から同三年三月十二日までの記録を欠いています。古書店から購入しました。中世から続く「庄宮座」の序列・秩序・

慣行が大きく動揺する時期にあたり、それが最も顕在化するのが、庄の上層である「庄年寄」内での能興行時の座席順をめぐるトラブルでした。高野山領内の支配系統の複雑さなども影響し、解決は困難を極めました。会合を何度開いても事態が進まない様子がよく分かり、読むと本当にイライラしてきます。

紀州藩士園田家文書

家康以来徳川家に仕え、紀州藩士となつてからも、罪を得て出奔した幕府旗本を捕らえるなどして活躍した園田伊兵衛栄久の子孫に伝えられていた文書約二〇点です。古書店から購入しました。

上記栄久の事績に関するもの及び園田家の由緒に関する書留がほとんどですが、明治十一年(一八七八)の「田畑地券控」からは、当時の旧藩士の土地所有状況が分かります。

紀州年婁郡新宮領里数在郷神社仏閣旧跡記

現三重県域を含む旧牟婁郡内の紀州藩新宮領についての地誌一冊で、『続熊野の史料』(浜畑栄造編著)収録「紀州新宮領分見聞記」の別本です。古書店からの購入です。

奥書によると、この写本は、もともと寛文元年(一六六一)に「湯本之生駒氏」によって書かれた地誌の内容に、寛政六年(一七九四)、新たな内容が加筆されて成立したようです(加筆者は不明)。また、明治五年(一八七二)以降に「下中村氏」によって加えられた朱筆もあります。

平成二十七年度 公文書の引継・収集

文書館には、和歌山県庁の永久保存文書のうち、事案完結後二〇年を経過したものが引き継がれます。また、知事部局・県議会事務局・選挙管理委員会・監査委員事務局・労働委員会事務局・収用委員会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会が保存期間満了により廃棄する有期限文書のうち歴史的価値があるものを選別し「歴史文書」として収集します。

平成二十七年度に文書館に引き継がれた永久保存文書は三五五冊、平成五年の開館からの累積冊数は二三、一一六冊です。

歴史文書の収集冊数は二六六冊で、そのうち二五三冊が知事部局本課から収集したものです。この年、知事部局本課全体では、合計八、九四一冊の文書が廃棄されていますので、そのうちの二、九%が、歴史文書ということになります。開館以降の歴史文書の累積冊数は、六、六七一冊です。

これらの文書は、文書館で保存・整理され、事案完結後三〇年が経過し、且つ個人情報保護などの問題がなくなつたものから御利用いただけるようになります。なお、永久保存文書のうち、個人情報記載されているものなどについては、情報公開制度に則り、県庁情報公開コーナーでの御利用になります。

平成二十七年文化庁補助金事業
地域に眠る「災害の記憶」と
文化遺産を発掘・共有・継承する事業

文書館は、前年度に続き、平成二十七年
度も文化庁補助金事業「地域に眠る「災
害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継
承する事業」に参加しました。

この事業は、和歌山県内の過去の災害
に関する記録や記念碑、言い伝えなどを
再確認して今後の教訓とし、併せて地震・
津波被害が想定される地域の古文書、仏
像、お祭りなど文化財の確認調査を行い、
将来の被災に備えるものです。

文書館のほか、県立博物館、県教育庁
文化遺産課、和歌山大学や県外の研究者
民間団体「歴史資料保全ネット・わかや
ま」が共同して事業を行っています。

平成二十七年度は、西牟婁郡すさみ町・
東牟婁郡串本町・同郡太地町で事業を実
施しました。

事業の成果を地元の皆様に御報告し、
今後の防災の参考にしていただくため、
小冊子「先人たちが残してくれた「災害
の記憶」を未来に伝えるⅡ―命と文化財
を守るために―」を刊行して三町内全戸
に配布したほか、現地学習会「歴史から
学ぶ防災二〇一五」を開催しました。



小冊子は、県立博物館ウェブ
サイトでご覧いただけます。

学習会では、長年地元で活動されてい
る田原先生をゲスト講師としてお招きし、
歴史学に限らない幅広い視点から地域防
災を考えました。また、来場くださった
方々が今後の防災について話し合うワー
クショップも開催しました。

平成二十八年度は、日高郡由良町及び
同郡印南町で同事業を行っています。

現地学習会 歴史から学ぶ防災二〇一五―災害の記憶を未来に伝える―

- 二月十七日 於 串本町文化センター 参加者六五名
 - ① 背美流れ・明治十一年太地鯨組の海難
太地町歴史資料室学芸員櫻井敬人氏
 - ② 橋杭岩の津波石とジオパークでの利用法
串本古座高校古座校舎教諭田原敬治氏
 - ③ 棟札に記された地震津波の記憶
神戸大学大学院人文研究科地域連携センター木村修二氏
 - ④ 有田浦を襲った安政の地震と津波
歴史資料保全ネット・わかやま砂川佳子氏
 - ⑤ 有田・正覚寺の地藏菩薩像について
和歌山県文化遺産課三本周作副主査
- 二月十八日 於 すさみ町総合センター 参加者七名
 - ① 祭りの「保存と継承」―すさみ町事例として―
和歌山大学紀州経済史文化史研究所
特任准教授吉村旭輝氏
 - ② 宝永地震津波と周参見下地浦の「浪遊堤」
和歌山大学名誉教授藤本清二郎氏
 - ③ 持宝寺と長沢芦雪
和歌山県立博物館袴田舞学芸員
 - ④ 大日山頂上の「為後鑿」碑と大日講
和歌山県立博物館前田正明主任学芸員
 - ⑤ 災害資料を活かした自主防災活動について
近代姫路大学准教授松下正和氏

文書館の利用案内

■ 利用方法



◆ 閲覧室受付に
ある目録等で必要
な資料、文書等を
検索し、閲覧申請
書に記入のうえ受
付に提出してくだ
さい。文書等利用
の受付は閉館30分
前までです。

◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、
参考資料は自由に閲覧してください。
◆ 複写を希望される場合は、複写承認申
請書に記入のうえ受付に提出してくだ
さい。複写サービスは有料です。

■ 開館時間

- ◆ 火曜日～金曜日
午前10時～午後6時
- ◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日
午前10時～午後5時

■ 休館日

- ◆ 月曜日 (祝日又は振替休日と重なると
きは、その後の平日)
- ◆ 年末年始 12月29日～1月3日
- ◆ 館内整理日
・ 1月4日
・ 月曜日のときは、5日)
・ 2月～12月第2木曜日
(祝日と重なるときは、その翌日)
・ 特別整理期間 10日間 (年1回)

■ 交通のご案内

- ◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅から
バスで約20分
- ◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス
<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第46号

平成28年7月31日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒641-1005
和歌山市西高松一丁目七-三八
きのくに志学館内
電話 〇七三-四三六-九五四〇
FAX 〇七三-四三六-九五四一
印刷 有限会社隆文社印刷所